

## 職員の懲戒処分等について

香芝市職員の懲戒処分等に関する指針に基づき、下記のとおり、職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

記

### 1. 所属

福祉健康部 生活支援課

### 2. 管理職員、一般職員の別

一般職員（男性 社会福祉士 38歳）

### 3. 処分内容

停職 6月

### 4. 処分理由（事案の概要）

被処分者は、自宅より自家用車を運転し、平成30年9月24日、午前9時56分頃、香芝市内の商業店舗の駐車場で、車同士の物損事故を起こした。事故の際に警察官による呼気検査で基準を超えるアルコールが検出されたことから酒気帯び運転により検挙された。

また、上司である福祉健康部長、次長及び生活支援課長の3名について、管理監督責任として口頭厳重注意とした。

### 5. 処分年月日

平成31年1月21日

※問い合わせ

香芝市 企画部人事課（直通 TEL0745-44-3324）